

令和3年第7回西会津町議会臨時会会議録

1. 招集日 令和3年11月30日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和3年11月30日
2. 閉 会 令和3年11月30日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

2. 不応招議員

なし

令和3年第7回西会津町議会臨時会会議録

令和3年11月30日（火）

開 会 10時00分

閉 会 10時15分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	商工観光課長	岩 渕 東 吾
副 町 長	大竹 享	農林振興課長	矢 部 喜代栄
総 務 課 長	新田新也	建設水道課長	石 川 藤一郎
企画情報課長	伊藤善文	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
町民税務課長	渡部峰明	教 育 長	江 添 信 城
福祉介護課長	渡部栄二	学校教育課長	玉 木 周 司
健康増進課長	小 瀧 武 彦	生涯学習課長	五十嵐 博 文

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和3年第7回議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年11月30日 午前10時00分開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

閉 会

○議長 皆さんおはようございます。

ただいまから、令和3年第7回西会津町議会臨時会を開会いたします。(10時00分)
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○事務局長 ご報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり1件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、2番、上野恵美子君、10番、青木照夫君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日11月30日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日11月30日の1日間に決定しました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第5、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、去る8月10日、国の人事院は、国家公務員の期末勤勉手当の支給月数を民間の支給割合4.32月に見合う

よう、現在の支給月数 4.45 月から期末手当を 0.15 月分引き下げ、4.3 月とすることについて政府に勧告を行ったところであります。

また、県人事委員会においては 10 月 7 日、人事院勧告を踏まえ、県職員の期末勤勉手当の支給率を、民間の支給割合 4.26 月に見合うよう現在の支給月数 4.4 月から期末手当を 0.15 月分引き下げ、4.25 月とすることについて、県及び県議会に勧告を行ったところであります。

市町村の職員の給与につきましては、国及び県、その他の市町村、民間事業者等の給与を考量して定めることされておりますことから、本町におきましても勧告制度の意義を尊重し、人事院勧告等に準じ、職員の期末手当の支給月数を、0.15 月分引き下げることとし、それに伴う条例の改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対象表の 1 ページをご覧ください。

まず、改正条例案、第 1 条の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第 20 条第 2 項は、職員の期末手当を規定しており、本年 12 月に支給する期末手当の支給率について、100 分の 125 を 100 分の 110 に改め、0.15 月分引き下げるものであります。

また、同条第 3 項は、再任用職員の期末手当に係る規定であります。12 月の支給率について 100 分の 67.5 を、100 分の 62.5 に改め、0.05 月分引き下げるものであります。

次に改正条例案第 2 条につきましても、職員の給与に関する条例の一部改正であります。条例改正案新旧対象表の 2 ページをご覧ください。

第 20 条第 2 項は、職員の期末手当の額に係る規定、第 3 項は、再任用職員の期末手当に係る規定であります。6 月、12 月ともに職員は 100 分の 117.5 に、再任用職員は 100 分の 65 に改正し、平準化を図るものであります。

次に附則であります。第 1 項及び第 2 項は施行期日でありまして、第 1 項の改正条例案第 1 条の規定は公布の日から施行し、第 2 項の改正条例案第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 3 項は町長への委任規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○議長　討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　3 番、小林雅弘でございます。

この議案に対して、私は反対の立場から討論をさせていただきます。

まず今回、職員の一時金ですね、それを下げることに対しまして、私は二つの点から反対をいたします。

一つは、今まで職員のみなさん、特に今年に入ってからコロナ対策で休日出勤もされております。そして課長以下みなさん、課を横断する形でそれに取り組んでまいりました。民間だったらその努力に対して、あるいはその成果に対してやはり評価をすべきだとそう私は思っております。

従って、この職員の努力をやはり町としても評価すべきではないのか、一概に県や国の勧告に従う、これも大切なことだと思っておりますが、今回はやはり、そこを評価して下げない、そういう決断を下すべきではないのかと考えます。

もう一つは、町内の経済の活性化のためでございます。やはり産業と申しますか、この町では町職員の方々の収入というのはこの町の経済にとって大きな意味を持っております。それを下げるといことは購買意欲を低下させてしまう、このコロナで非常に経済が痛んでいる、困っている、こういうときにこの購買意欲を落としていいのか、私はそれはやっではないことだと思っております。

従って、この2点によりこの議案に対して反対をするものでございます。

以上でございます。

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。ご着席ください。

従って、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時会は国の人事院、及び県人事委員会の勧告に準じ、職員の給与に関する条例の一部改正についてご審議をいただいたところではありますが、原案のとおりご議決を賜り、厚く御礼を申し上げ閉会のごあいさつといたします。

○議長 これをもって令和3年第7回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(10時15分)